

## 第 2 部

### 災害予防計画

## 第2部 災害予防計画

### 第1章 水害予防対策

#### 第1節 洪水対策

##### 第1項 河川防災計画（都市整備部）

###### 1 現況

市内の河川は、南部を流れる多摩川と北部を流れる野川が市境にある。また、農業用水路及び排水路があるが、宅地化の進展に伴い、護岸の改修等を積極的に進め、大雨による溢水の被害を最小限にとどめるよう努めている。

###### (1) 多摩川

市の南端を流れる多摩川は、市内延長約9kmに及び、流域の開発が進んできているため、今後も対策が必要である。

###### (2) 野川

府中市多磨町3丁目地先を流れる野川は、下流から改修し、市内においては、昭和47年度で、時間雨量50mmに対応した護岸整備が完成したので、氾濫の危険は軽減された。

###### (3) 第1都市下水路

府中市八幡町3丁目を起点に、押立町3丁目に至る延長2,380mの第1都市下水路は、全線にわたり改修を進め、昭和48年度で完成した。これにより、溢水や冠水の危険はなくなった。

###### (4) 第2都市下水路

府中市本宿町1丁目を起点に、是政5丁目に至る延長3,430mの第2都市下水路は、昭和53年度に全線改修が完了した。これにより、溢水の危険はなくなった。

###### (5) 第3都市下水路

府中市住吉町2丁目を起点に、是政6丁目に至る延長1,620mの第3都市下水路は、昭和50年度に全線改修が完了した。これにより、溢水の危険はなくなった。

###### (6) 第4都市下水路

府中市日新町2丁目を起点に、是政6丁目に至る延長3,240mの第4都市下水路は、平成2年度に全線改修が完了した。これにより、溢水の危険はなくなった。

###### (7) その他の用水路

府中市南部地区の用水路については、幹線的な都市下水路の改修により、公共下水道の雨水渠としては完成した。今後もその他整備の必要な箇所については、改修を進め浸水解消に努める。

(8) 水防防災ステーション（仮称）

水防活動の充実を図るため、市内東部地区に水防防災ステーション（仮称）の整備を進め、災害時の活用だけでなく、平常時の活用方法についても十分に配慮することとする。

## 第2項 低地内排水計画（環境安全部、都下水道局流域下水道本部）

### 1 現況

市は、全区域にわたり下水道事業がほぼ完了し、一時的な多量の降雨による浸水は、ほぼ解消された。

#### (1) 下水道施設の現況

公共下水道延長	平成17年度末	714,332m
都市下水路延長	平成16年度末	10,670m

## 第2節 がけ、擁壁等の安全対策（都市整備部）

### 第1項 現況・事業計画

#### 1 がけ（はけ）及び擁壁等の安全化

市は全体的に低平であるが、多摩川の流路に平行して段丘崖線が存在する。また日新町1丁目では、1か所が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第55号）による、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。市ではがけ崩れ、出水等による危険箇所を常に把握し、これらの区域に建築物や擁壁等を設ける場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、同法関係法令及び東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）に基づいて防災上の見地から指導を行い、風水害の防止に努める。

#### 2 急傾斜地等の安全化

都が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査に先立って行った調査結果（平成15年4月発表）では、市内に急傾斜地崩壊危険個所が、自然斜面で6か所、人工傾斜で2か所の合計8か所となっている。

市は、この法律に基づいて、市民の理解や協力を得ながら、危険区域指定の促進などにより、既に2か所の整備を実施した。

現在、都では、土砂災害防止法に基づく基礎調査を進めており（平成15年度～平成24年度）、調査が済んだ区域から順次、土砂災害警戒区域を指定している。都全域の指定が完了するのは、平成26年度の予定である。

### 第3節 土砂災害に関するソフト対策（環境安全部）

#### 第1項 土砂災害防止法

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。

#### 第2項 情報の収集・伝達

##### 1 平常時からの情報共有

市は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を都知事より指定を受けた場合（平成20年1月現在未指定）、その土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所や避難所、又は災害のおそれがある場合に伝達する情報等について、ハザードマップ等により、その内容や入手先を市民へ説明会などで事前に周知することに努める。また、住民が降雨時に自ら避難の判断をするため、市の情報だけではなく、自ら周囲の状況等の把握及び共有化に努めることを、事前に住民に周知することに努める。

##### 2 土砂災害に関する情報の収集・伝達

市は、土砂災害警戒区域（平成20年1月現在未指定）ごとに関係機関や市民から土砂災害の危険性を予測するための情報を収集・分析し、住民へ土砂災害発生の危険性を確実に伝達することが必要である。このため、市は都や気象庁から気象・雨量情報、土砂災害警戒情報等を収集するとともに、消防、警察、消防団等から前兆現象や災害発生等の情報を収集し、これらの情報に基づき、市民へ土砂災害発生の危険性や避難勧告等、避難所の開設状況等を伝達します。なお、伝達方法については、高齢者、障害者、外国人などの災害時要援護者など、無線や電話による伝達が困難な人への連絡手段も今後構築していく。

##### 3 土砂災害警戒情報

###### (1) 土砂災害警戒情報の目的

大雨により土砂災害の危険度が高まったとき、市を特定し、都と気象庁が共同で発表する新たな気象情報で、市長が避難勧告等を発表する際の判断や、住民の自主避難の判断等に利用できる。

なお、土砂災害警戒区域の指定後は、警戒区域内の住民等に土砂災害警戒情報を伝達する。

###### (2) 情報の特徴

ア 大雨警報の発表中に発表する

イ 発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする

#### 第3項 避難勧告等の発令

市では「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を基に避難勧告等の発令基準を定める予定である。この発令基準を基に土砂災害発生の危険度が発令基準に達した場合には、

以下に示す措置等をとり、速やかに避難勧告を発令する。

- 1 土砂災害が発生するおそれのある箇所の特定
- 2 その箇所に位置する避難単位の確認
- 3 自主防災組織、消防団、警察等との避難誘導・支援等に係る連絡調整
- 4 避難所の開設、避難経路の安全性

なお、避難勧告等の発令基準の設定には以下のような情報等を活用する。

- (1) 土砂災害警戒情報
- (2) 土砂災害警戒避難基準雨量
- (3) 雨量計で観測された降雨量
- (4) 前兆現象や周辺の災害情報

## 第4節 浸水対策（環境安全部）

### 第1項 洪水避難マップの作成・公表

水防法の改正により、国又は都は、洪水予報河川について、河川整備の計画の基本となる降雨により河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域として指定している。市では、一部が多摩川の浸水想定区域に入っており、この浸水想定区域をもとに、「府中市多摩川洪水避難マップ」を作成し、配布している。

### 第2項 避難体制の確保

現在、「府中市多摩川洪水避難マップ」の中で、洪水時の避難場所や防災倉庫・水防倉庫設置場所等を記載し、定めている。今後は、浸水想定区域内や都市型水害等の浸水被害が起きやすい地域における地下街等や高齢者、障害者、乳幼児などの特に防災上配慮を要するものが利用する施設について、情報伝達方法を定め、早期の避難の確保を図る。

### 第3項 地下空間への浸水被害対策

- 1 市は、地下街、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、浸水の危険が予想される際に、地下空間管理者を通じて、地下空間利用者へ雨量・気象情報や避難情報等を伝達する。市が、避難勧告・指示を実施する場合、避難対象となる地下空間利用者に対して、次の事項を明らかにして勧告・指示を行う。

- (1) 避難勧告・指示者
- (2) 避難勧告・指示を必要とする理由
- (3) 避難勧告・指示の対象エリア
- (4) 避難誘導方法、避難誘導者
- (5) 避難経路及び避難先
- (6) 避難勧告・指示の実施時刻
- (7) 注意事項（徒步による避難、携帯品、服装、盗難予防等）

2 市は都と連携し、条例・要綱等の活用により適切な地下空間の利用の誘導方策を検討する。また、地下空間管理者に対し、都が策定中の「地下空間浸水対策ガイドライン」を参考に、地下空間の浸水への対策を推進するよう努める。

#### 第4項 浸水想定区域内に所在する施設

多摩川浸水想定区域内に所在する地下施設及び災害時要援護者施設は、資料編〇～〇のとおりである。

### 第5節 都市型水害対策

急激な都市化の進展は、都市から雨水の浸透域を減少させ、流域が持っていた保水・遊水機能を低下させている。また、最近では、ヒートアイランド現象が原因と思われる局地的な集中豪雨が増加している。

その結果、都市の雨水流出形態が変わり、雨水が河川や下水道へ短時間に大量に集中し、「都市型水害」といわれる水害が頻発するようになった。

対策としては、下水道施設の整備といったハード面の対策に加え、ソフト面の対策として、雨量等の情報提供、洪水避難マップの作成・公表を行っている。

#### 第1項 下水道施設の整備

下水道は、都市型の浸水被害の実態等を踏まえ、地域を重点化し緊急的に取り組む雨水整備計画を策定して早急に実施することにより、災害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を安全に保持していく役割を担っている。

#### 第2項 市民への雨量等の情報提供

市では、インターネットを活用し、市のホームページに国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所のホームページをリンクさせ、市内を流れる多摩川の水位・雨量・ライブカメラ映像をはじめとする各種情報を広く提供している。

#### 第3項 洪水避難マップ等の作成・公表

市では、平成14年2月に、国土交通省関東地方整備局京浜工事事務所が作成した多摩川浸水想定区域図をもとに「府中市多摩川洪水避難マップ」を作成し、配布している。

この「府中市多摩川洪水避難マップ」は、市民の水防に対する意識を向上させ、浸水被害の軽減を図ることを目的としており、浸水想定区域図のほか、浸水時の避難所、避難方向、防災倉庫・水防倉庫など、浸水に対する備えなどが記載されている。

## 第2章 都市施設対策

### 第1節 ライフライン施設

(都市整備部・環境安全部・東京電力・東京ガス・都水道局多摩水道改革推進本部)

#### 第1項 計画目標

水道、下水道、ガス、電気施設等の都市施設について、風水害の未然防止又は早期発見に努め、社会公共施設として機能を維持する。

#### 第2項 上下水道施設防災計画

水道施設のうち、浄水所等の構造物は、日本水道協会水道施設設計指針に基づいて設計されており、過去の風水害例からみてその機能に大きな支障を生ずるような被害はないものと考えられる。しかし配水管については、継手構造が比較的弱いものや、軟弱地盤に敷設されているものもあり、ある程度の被害の発生は避けられないと想定される。

水道施設の風水害防止のため、平素から各施設について整備・点検を実施する。（各水道施設の概況については、資料編〇〇ページ、資料〇〇参照）

##### 1 防災計画

###### (1) 導水・送水・配水管施設

本管には、耐震継手ダクタイル鉄管への敷設替を実施し、管路の耐震強化を図る。

また、漏水防止対策として、特殊押輪及びコンクリート防護等で補強し、更に漏水防止の調査作業を実施し、管の破損不良等の発見に努め修理改修を行う。

導水管延長	φ 300mm～φ 100mm	14,085.5m
送水管延長	φ 900mm～φ 200mm	16,864.1m
配水管延長	φ 600mm～φ 50mm	552,753.7m
総延長		584,703.3m

###### (2) 備蓄資材の確保

風水害の内容を事前に想定し、資器材の確保に努めるとともに関連事業者との連絡を密にし、万全を期する。

##### 2 下水道施設

###### (1) 施設の現況

市の下水道施設は、ポンプ場が1か所（排水能力10,800m<sup>3</sup>/日）、公共下水管渠の総延長は幹線で約59km、枝線で約655kmである。都市下水路は約11kmとなっている。

###### (2) 安全化対策

水害時における下水道施設の機能を確保するため、次のような安全化対策を推進している。

#### ア 中継ポンプ場施設の整備

経年変化等により安定性の低下した構造物及び機械電気設備については、機能向上と耐震化のための整備補強を進めている。

#### イ 管渠の整備

管渠のうち経年変化等により安定性の低下した管渠については補強を行っている。今後もテレビカメラ等による機能調査に基づき、老朽化の著しい管渠から計画的に補強を進める。

### (3) 整備計画

安全化対策に基づき、今後も施設等の整備を進めていく。

## 第3項 電気施設防災計画

### 1 目的

この計画は、台風、雪害、洪水その他の非常災害に対する電気施設の被害の未然防止、被害の軽減及び被害の早期復旧を図るための諸施策の基本を定め、もって円滑かつ適切な災害対策の遂行に資することを目的とする。

### 2 非常態勢の組織並びに運営

非常災害に際し、管内の事前対策、被害状況の把握、災害復旧等を円滑に推進するため、あらかじめこれに対処する非常態勢の組織を編成しておく。

### 3 平常時の対策

(1) 非常災害が発生した場合は迅速適切な措置をとりうるよう、平常時においてもあらかじめ各種事態を想定した情報連絡網の整備及び応急復旧工法等の訓練を実施するとともに、復旧資機材の定期点検整備を行う。

#### (2) 電気工作物の巡回点検調査等

東京電力電気工作物並びに一般需要家の電気工作物について定期的に巡回点検、調査を行い、風水害要因の改修に努める。

#### (3) 一般公衆事故防止

新聞、テレビ、ラジオ、PR車、ビルその他適切な方法をもって一般公衆に対し、次の事項についてPRを積極的に行い、公衆の安全確保に努める。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力事業所に通報すること。

ウ 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。

エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

オ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。

カ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

キ その他事故防止のため留意すべき事項。

#### 第4項 ガス施設防災計画

##### 1 目的

暴風雨・大雨・洪水等、非常災害の発生に対し、ガス施設の被害の未然防止、被害の軽減・二次災害の防止及び被害の早期復旧を行うために、対策要綱・特別出動体制等を定め、風水害等に対する迅速かつ適切な措置を図る。

##### 2 非常体制

###### (1) 警備体制の確立

供給区域内に、暴風雨・大雨・洪水・大雪等の警報が発令された場合、警戒体制を確立する。

###### (2) 非常災害態勢

風水害等による風水害の発生が予想され、又は発生した場合は、非常災害体制を確立し、特別出動体制により措置要員の確保を行う。

##### 3 日常における対策

###### (1) ガス施設の安全対策

ガス施設の設計は、ガス事業法・建築基準法・道路法・河川法等の諸法規並びに建築学会、土木学会、日本瓦斯協会の諸基準を準拠し、風水害の影響を考慮している。浸水により機能支障を来す施設は、浸水の恐れの無い位置に設置している。

ガス導管はループ化及びマルート化を図り、トラブルによる供給支障地域の極小化に努めている。

###### (2) 施設点検

ガス事業法及び社内保安規定に基づいて、ガス施設の定期点検を行い、施設の保全に努めている。

###### (3) 緊急出動体制

ガス施設の漏洩及び供給支障等への対応を目的とした組織により、常時24時間の緊急出動体制をとっている。

###### (4) 特別出動訓練

風水害及び緊急事故に備え、二次災害の防止及び早期復旧の、迅速かつ適切な対応を図るため、措置要領の周知を行うとともに、定期的に特別出動及び措置訓練を実施している。

###### (5) 情報収集

風水害発生時の適切な対応を図るため、気象情報・河川水位情報の即時情報入手体制の整備、及び過去の冠水地域の資料整備等、情報・資料の整備に努めている。

###### (6) 広報宣伝

ガス施設の被害による二次災害防止を図るため、ガス漏洩発見時の注意事項及び安全措置並びに当社への連絡について、ガスの使用者に周知するための広報宣伝を行っている。

##### 4 施設の現況

本市内にある施設は、資料編〇ページ、資料〇のとおりである。

## 第2節 道路施設（都市整備部・北多摩南部建設事務所）

### 第1項 現況

#### 1 道路整備

市内の道路は、国道・都道及び市道があり、国道及び都道については、すべて舗装がなされているが、排水施設が整備されていない箇所もあり、集中豪雨や大雨等により路面に損傷冠水が予想される。また、市道については、総延長413,896km、面積 2,481,285m<sup>2</sup>で最高幅員30.0m、最小幅員1.0m、舗装率98%であるが、排水施設等の未整備の箇所もあり、路面の強化と拡幅整備を図っている。

なお、市内道路現況及び橋梁現況は、資料編〇ページ及び〇ページ、資料〇、資料〇のとおりである。

#### 2 道路付帯施設整備

道路の側溝整備については、特に道路冠水、滯水を防ぎ宅地内の浸水を防ぐために重要であるので、道路改修補修整備と併行して整備を行っている。ガードレール、歩道設置、街路灯については防災、防犯、交通上必要な所を逐次整備している。

#### 3 橋梁防災計画

当市内の橋梁総数は78橋で全部改修済みである。

## 第3節 交通施設（JR東日本・京王電鉄・西武鉄道）

### 第1項 計画目標

電車、バス等の交通施設を風水害から防護して、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

### 第2項 鉄道施設防災計画

#### 1 計画方針

市内各駅の風水害を未然に防止し、また風水害が発生した場合に、列車車両と施設を護り、不特定多数の旅客及び係員の安全と風水害を最小限度に防止することに努める。

- (1) 各駅は、鉄道による旅客及び荷物の輸送を行っているが、これの係員の数が多数であるので、計画方針の遂行のため相互の連絡態勢を確立する。
- (2) 鉄道による旅客及び荷物の常時、異常時輸送の計画と訓練及び風水害発生時の非番者等の動員計画を樹立しておく。
- (3) 風水害管理について、総括責任者を駅長とし、各駅は防災訓練等を開催する。

#### 2 施設の現況

各駅の建物には、火災報知機、感知器、消火器など関係法令に従って設置することはもちろん、個々の施設を考慮して備え、電車については、各車両に消火器、非常用開扉コックを有している。市内の各駅の名称及び所在地については、資料編の〇ページ、資料〇を参照。

### 3 防災事業計画

- (1) 構内作業内規並びに事故防止対策に基づいて点検整備し、非常災害に対処する。
- (2) 施設風水害予防に対しては、定例巡回により、保守関係者との連絡を密にして早期補修に努める。

## 第3項 バス施設防災計画

- 1 バス路線は、市内全域にわたり、市民の主要交通機関として重要な機能を果たしているので、関係各機関と連絡を密にするとともに従業員の安全意識の高揚を図り、交通事故の防止に努める。
- 2 施設（車両）風水害予防については、始業点検、就業規程並びに関係法令に基づく点検を実施し、整備関係者との連絡を密にし、早期修理と完全整備に努める。
- 3 バス路線は、地域の発展に伴った適切な系統設定と車両配置をし、地域住民の利便性、安全性に配慮し、より信頼を得るよう努める。

## 第4節 建造物対策（都市整備部・教育委員会・府中消防署）

### 第1項 計画目標

各種風水害から建造物（社会公共施設及びその他の建造物）を保護し、その被害の軽減を図るとともに、その機能を維持するために関係機関は相互に連絡協調を密にして、防災に寄与する。

## 第2項 一般建造物防災計画

### 1 計画方針

- (1) 建造物の位置、構造、設備は、建築基準法、同関係法令及び消防関係法令と条例に基づいて、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持するよう指導する。
- (2) 建造物に対しては、法令に基づく立入検査を実施し風水害予防についての指導に当たるとともに、消防用設備及び防火避難用設備の設置、維持、管理について防火防災上の見地から必要な指導を行う。

### 2 建造物の現況

市内の全建築物の棟数、延面積及び用途別の数は、資料編〇ページ、資料〇のとおりである。全建築物のうち木造建築物は、36,962棟で全体の71.9%を占めている。

### 3 予防計画

- (1) 建築基準法が適用時以後の建築物については、防災構造が要求されており、今後の新築、増築についても防災関係法令の励行並びに現場指導を強めるとともに、密集地の防災建築街区造成のため普及に努める。
- (2) 防災設備（避難施設、防水排水施設、消防用設備等、防火設備、避雷設備等）を関係法令に基づいて設置、維持、管理するよう推進する。

- (3) 予防査察実施計画を策定し、これに基づいて各種査察を実施し、また関係者に対する防災指導を実施する。
- (4) 消防法施行令別表第1に示す防火対象物の防火管理者又は責任者に対し、建造物の各風水害別の防災訓練を実施する。
- (5) がけ崩れ、出水等による危険箇所を把握し、区域の建造物、工作物に対し消防同意の時点において建築主に指導し、風水害防止上必要な措置をとる。
- (6) 広告塔、広告板等の屋外広告物は、強風の際に脱落し、被害を与えることが予想される。このため市は、道路法及び関係法令に基づいて、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行う。

### 第3項 社会公共施設防災計画

- 1 施設の現況  
資料編〇ページ、資料〇のとおり。
- 2 予防計画
  - (1) 校舎建設については、新築、増築、改築等いずれも耐震耐火の鉄筋コンクリート造りを主とした建設計画をたて実施中である。
  - (2) 施設に設ける火災報知機、消火栓、その他消火設備等の整備に努める。

### 第4項 防災街区整備計画

- 1 基本方針  
市内における都市施設の整備拡充を図るため、市街地再開発事業については都市再開発法、区画整理事業については土地区画整理法等により、市内主要地区、特に市民の集る主要駅付近の建築物の不燃立体化について、積極的に指導改善に努める。
- 2 都市再開発事業  
市街地における都市防災の強化、土地利用、生活環境の整備改善を図るため風水害防止帶の目的をもつ都市計画道路の推進拡大と併せ、建築物の不燃化と構造物の堅牢化を促進する。

## 第3章 農業施設対策

### 第1節 防災営農計画（市民生活部）

#### 第1項 営農指導

気象庁発表の長期、短期の気象予報を始め、IT技術の進歩によるリアルタイムでの気象情報の把握により、被害（病害虫を含む）の影響に対する予防対策については、経済観光課、農業委員会、マインズ農業協同組合の職員が中心となって技術指導に当たり、農業経営の安定を図るものとする。

風水害（病害虫を含む。）が発生した場合には、被害状況について、都産業労働局に報告するとともに、被害状況に応じては、都に専門職員の派遣を依頼し、現地において指導、助言を行う。

## 第4章 防災行動力の向上

### 第1節 防災意識の高揚（環境安全部・教育委員会・府中消防署）

#### 第1項 計画目標

市及び各防災機関は、市民や事業所などの地域の防災活動力の向上に努め、風水害による被害の未然防止や軽減を図るため、広報や教育などにより防災意識の高揚に努める。

そのため、「自らの身の安全は自らが守る」を防災の基本として、防災知識講座の開催や毎年5月の水防月間の周知、防災ハンドブック改訂版の発行等により風水害に関する知識の普及に努める。

また、多摩川浸水想定区域図を基に、多摩川決壊時に想定される浸水の区域や程度、避難路や避難場所などの情報をわかりやすく図示した「府中市多摩川洪水避難マップ」を平成17年12月に全戸配布した。

#### 第2項 現況・事業計画

##### 1 防災広報の充実

平素から市民等を対象にパンフレットの配布、講演会の開催、報道機関の利用等災害に関する知識の普及に努める。

市及び各防災機関が行う主な広報内容は、次のとおりとする。

- (1) 風水害等に関する一般知識
- (2) 各防災機関の防災対策
- (3) 警戒方法及び火災予防事項
- (4) 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- (5) 家庭での風水害対策
- (6) 非常食料・身の回り品等の準備の心得
- (7) 道路交通規制及びドライバーの心得
- (8) 救出、応急救護の方法
- (9) 避難方法及び避難時の心得
- (10) 土砂災害に対する心得
- (11) 水道、電気、ガス、電話などの風水害発生時の心得
- (12) 自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上策

## 2 防災教育の充実

児童生徒や防災活動に携わる市民・事業者等を対象に、学校教育の場や講習会等において防災教育を実施し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。

### (1) 市民等を対象とした防災教育

- ア 図上訓練DIGによる防災マップ作り
- イ 自主防災組織リーダー研修の実施
- ウ 自治会・町会が実施する訓練
- エ 防災ハンドブックの発行、地震・府中市多摩川洪水避難マップの全戸配布
- オ 応急救護知識及び技術の普及
- カ 女性防火組織、消防少年団等の育成

### (2) 児童生徒を対象とした防災教育

- ア 教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等教育活動全体を通じて、風水害の基礎知識、風水害が発生したときの対策等の指導
- イ 副読本やパンフレット・ちらし等の発行
- ウ 防災ポスター・コンクールの開催
- エ 教職員の教育、研修の実施
- オ 教職員、児童生徒をまじえた防災訓練の実施
- カ 都教育委員会が取り組んでいる「安全教育プログラム開発委員会」によるプログラムの実施
- キ 児童・生徒の学年に応じたボランティア活動についての普及啓発
- ク 都民防災教育センター（立川防災館）等を拠点とした地域の防災教育

### (3) 職員及び消防団員を対象とした防災教育

- ア 市の防災関係職員に対し、直接市民を指導できるよう年1回以上、台風シーズン前に市防災計画の概要、活動態勢、その他防災に関する教育をする。
- イ 国・都又はその他の防災機関が開催する講習会、講演会又は各種訓練等に積極的に職員を派遣する。
- ウ 消防団員の防災教育計画は、消防団の訓練計画に基づいて、府中消防署長の指導のもとに一般教育、幹部訓練、防災訓練、風水害訓練等に分けて実施する。  
特に、台風被害の発生時における消防団の活動体制の確立と、消防署隊との連携を図るためポンプ車連携訓練、水防訓練、救急救助訓練等を消防署隊と合同により実施する。  
消防団は地域に密着した防災機関として、地域における自主防災組織の中核となって果たす任務の重要性にかんがみ、出火防止、初期消火、救助救急等の住民指導を含めた実践的活動力の向上に重点をおき教育訓練を実施する。

## 第2節 防災訓練の充実（各機関）

### 第1項 計画目標

台風等の風水害の発生に備え、市及び関係防災機関は、職員の訓練及び講習会等を実施し、風水害に対する行動力を身につけるとともに、地域における防災活動が円滑にできるよう、各機関相互及び市民との協力体制の確立に重点をおく訓練や応急対策計画に習熟するための個別訓練について実施方法等必要な事項について検討する。

### 第2項 水防訓練

#### 1 方針

水防法及び都水防計画（以下「都水防計画」という。）に基づいて、市地域防災計画の一環として、水防工法の完全な習熟を目的として、関係防災機関と協力又は協働して水防訓練を実施する。

#### 2 実施時期及び場所

原則として、年1回以上、台風シーズン前に風水害危険区域を選定して実施する。

#### 3 参加機関

- (1) 市
- (2) 府中消防署
- (3) 消防団
- (4) 防災関係団体

#### 4 訓練項目

各種水防器材を使用して次の訓練を実施する。

- (1) 水防事情並びに水防活動に必要な事前教養
- (2) 召集及び部隊編成訓練
- (3) 情報通信訓練（情報収集、監視警戒、通信連絡等）
- (4) 本部運営訓練
- (5) 各種水防工法訓練
- (6) 救助救急訓練
- (7) その他水災時に必要な訓練

### 第3項 消防活動訓練計画

#### 1 方針

風水害規模に応じた現有消防力の合理的な運用及び的確な活動の万全を期するため、府中消防署、消防団並びに事業所の自衛消防隊等による合同消防訓練を実施し、防御技術の向上を図る。

## 2 訓練種別

### (1) 強風時の訓練

毎年4～5月の強風季節に市内密集地を逐次選定し、府中消防署及び消防団による訓練を実施する。

### (2) 多発火災時の警防演習

毎年9月防災の日を中心に台風による多発火災に備えて、府中消防署及び消防団による警防演習を実施し、一般市民の協力を求める。

### (3) 非常召集訓練

職員並びに団員の資質向上、及び有事に際し対応する心構えを堅持するため、年1回非常召集訓練を実施する。

### (4) 各種対象物に対する消防訓練

毎年1回以上市内各種消防対象物について、消防上必要な技術の修得、訓練を、府中消防署の指導のもとに実施する。

### (5) 府中市消防団ポンプ操法訓練

府中消防署あるいは消防訓練所教官の指導により、団員の技術向上のため、毎年1回以上実施する。

### (6) 通信訓練

有線電話断絶時を想定し、隨時無線通信による被災状況の報告、命令伝達訓練を府中消防署、消防団及び市職員を対象に行う。

## 第3節 自主防災組織等の強化（環境安全部・府中消防署）

### 第1項 計画目標

広域にわたり甚大な被害をもたらす風水害に対しては、行政の対応とともに、市民や事業所がそれぞれの責務を果たし、相互の協力のもとに一体となって風水害対策活動に取り組み、被害の軽減防止に努めなくてはならない。

このため、市民の自発的な防災組織や施設、あるいは事業所別の防災組織を組織し、防災関係機関と市民とが一体となった、より効果的な風水害応急対策を推進する。市及び防災関係機関は、防災に関する各種の広報・啓発活動を積極的に行い、市民の防災意識の高揚に努め、また、防災組織の育成指導・助言等を図る。

### 第2項 現況・事業計画

#### 1 自主防災組織の充実

##### (1) 自主防災組織の結成

市内の自主防災組織の結成率は、自治会加入世帯を基準にみると82%となっている。

平成19年4月1日現在、自主防災組織は170団体57,377世帯で組織され、自主防災組織連絡会議委員が36名選出されている。

今後、すべての世帯が自主防災組織に参加・加入することを目標に、自治会、地域等の組織を中心として、引き続きその組織化を促進するよう努める。

(2) 自主防災組織の活動環境の整備

自主防災組織を活性化し、発災時に効果的な活動ができるよう、活動に使用する資器材の配備や各種訓練等を行うための公園等の環境整備が必要である。このため、現在57か所に自主防災組織用の資器材倉庫を設置している。

(3) 自主防災組織の活性化

自主防災組織の置かれている現状をみると、組織構成員の高齢化、活動環境の未整備等の問題を抱えており、すべての自主防災組織が活発に活動しているとはいひ難い。

このため、標準的な行動マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会や研修会の実施、訓練の技術指導、実技体験訓練の実施、各地域の消防団を囲んだ防災座談会の開催など、自主防災組織の活性化に努める。

2 事業所防災体制の充実

学校、病院、スーパー等多数の人が出入りする事業所等については、事業者ごとに防災計画を作成する。

また、自主防災体制の確立を図るため、防火管理者を主体とした自衛消防隊組織を設置し、講習及び訓練を実施して活動を強化する。

特に、水害を想定した自衛消防隊の活動能力の充実強化を図る必要があり、次により自衛消防訓練等の指導を推進する。

- (1) ホテル、旅館、デパートなど多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所で、自衛消防活動中核要員の配置義務事業所には、自衛消防技術認定証を有する者がおり、水害時には一定の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練を推進する。
- (2) 防火管理者の選任を有する事業所では、消防計画に基づく自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。
- (3) 防火管理者を必要としない事業者には、火災予防条例55条の4の規定により、自衛消防活動を効果的に行うための自衛消防組織を編成し、訓練の推進に努める。

## 第5章 ボランティアとの連携

台風等の風水害による被害の拡大防止のため、市及び防災関係機関の活動に合わせ、市民による自主的、かつ、きめ細かな対応が必要である。その一環として、ボランティアによる防災活動が円滑に行えるよう条件整備に努めるものとする。そのため、平常時からの取組として、NPO・ボランティア団体の活動の周知や活動あつ旋など、団体が自立していくための支援を行い、市民が市民活動に参加しやすくなるよう、情報提供を含めたコーディネート機能の充実を図る。

また、ボランティアによる防災活動が円滑に行えるよう条件整備に努め、市、都及び社会福祉協議会、その他関係団体は、平常時より広くネットワークを築き、効果的な連携のための体制づくりを進める。

さらに、社会福祉協議会、都、府中消防署等は、登録ボランティア制をとることにより、訓練や研修等を通して、その育成を推進する。

### 第1節 一般のボランティア（環境安全部・社会福祉協議会）

#### 第1項 ボランティアに対する支援体制の整備

災害時には、市内外より多くのボランティアが応援に駆けつけると予想される。市と社会福祉協議会との協定により、ボランティアの受け入れは、原則として社会福祉協議会が行い、市からのボランティアの派遣要請に対応する。ボランティアの受け入れや派遣体制は、あらかじめ市環境安全部と協議し整備を行い、災害発生時に備える。また、他県、他区市町村等から参集したボランティア等に対しては、必要に応じて、都や被災地外の区市町村、及び関係機関等と連携し、宿泊所や被災地までの移動手段等の情報提供に努める。

#### 第2項 ボランティアの活動対象

市が社会福祉協議会に要請するボランティア活動対象は次のとおりである。

- 1 風水害発生時における市が行う救助、救急活動の実施及び協力
- 2 避難者の誘導、避難所内の世話と業務の協力
- 3 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等の協力
- 4 被害状況調査等災害対策業務全般についての協力

## 第2節 登録ボランティア等（各機関）

### 第1項 東京都防災ボランティア

都は、「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用している。

市は、災害時にこれらの資格や経験を有する都の登録ボランティアの派遣を要請し、効果的な活動ができるようにする。

#### (1) 語学ボランティア

所 管	資 格	備 考
都生活文化 スポーツ局	一定以上の語学能力 を有する者（満18歳以 上、70歳未満の都内在 住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時におい て、語学力を活用し、被災外 国人等を支援する。

### 第2項 東京消防庁災害時支援ボランティア（府中消防ボランティア）

府中消防署（東京消防庁）では、震災時に消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集及び育成を平成7年から開始し、平成17年にはその活動範囲を震災以外の大規模自然災害等まで拡大、災害対応の強化を図っている。なお、府中消防署管内の登録者を「府中消防ボランティア」という。

また、災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、府中消防ボランティアの一層の充実強化を図る。

また、府中消防ボランティア用救助資機（器）材を整備し、震災時の消防隊と連携した活動能力の向上を図る。

#### 1 登録資格者

原則、府中消防署管轄区域内に居住する者、又は、府中消防署管轄区域内に勤務若しくは通学する15歳（中学生を除く）以上の者で、次のいずれかの要件を満たす者

- (1) 応急救護（救命講習修了者、日赤救急員）に関する知識を有する者
- (2) 過去に消防職員、消防団員、消防少年団員として1年以上経験を有する者
- (3) 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格・技術を有する者。（消防設備士、危険物取扱者等）

#### 2 府中消防ボランティアの業務内容

府中消防ボランティアは、東京消防庁管内に大規模な自然災害が発生した場合、府中消防署へ自主的に参集し、消防活動の支援を行う。

### 第3項 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、災害時において市と連携し、避難所等において、次のような被災者等への支援活動を行う。

- 1 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に対する協力
- 2 救護に対する協力

### 第4項 社会福祉協議会ボランティアセンター登録ボランティア

社会福祉協議会は、災害時において即時に対応ができるよう、府中ボランティアセンターの登録者で、あらかじめ協力可能のボランティアの氏名・連絡先・活動の種類等を把握し、災害発生時における行動方法、防災活動を実施するまでの知識や技術の修得のため、事前の講習や訓練を実施する。

また、ボランティア制度に関する普及、啓発を行い市民の積極的な参加を呼びかける。

## 第6章 調査研究

(環境安全部・都市整備部・府中警察署・府中消防署)

風水害対策を進める上で、現状の分析と将来の予測があらゆる面で重要な役割を果たす。このため、国、都をはじめとする各防災機関において、最先端の科学と技術を駆使した各種の調査研究を実施している。市においても、これらの調査を活用しながら、避難の安全確保等、防災都市づくりに向けて調査研究を実施する。

### 第1節 被害想定に関する調査研究

風水害対策を効果的に推進する上で、台風等による被害の発生態様、被害の程度の予測及び地域ごとの危険度を把握しておくことは極めて重要なため、被害想定に関する調査研究を行う。

#### 第1項 多摩川浸水想定区域図

国土交通省は、多摩川水系多摩川の洪水予報区間について、水防法に基づき、平成14年2月に多摩川浸水想定区域図を公表した。この想定は、概ね200年に1回起こる大雨(2日間で457mm)が多摩川石原上流に降った場合を想定したもので、2日間で457mmは昭和49年台風16号の約1.45倍である。また、浸水深は、堤防が概ね5kmごとに破堤した場合を想定して洪水シミュレーション計算を行い、これを重ね合わせて、最大のものを表示している。

市では、この浸水想定区域図から、平成17年11月に「多摩川洪水避難マップ」を作成し、全戸配布した。

#### 第2項 がけ崩れのおそれのある場所

市内における急傾斜地崩壊危険箇所は、平成15年度の都の土砂災害防止法に基づく基礎調査に先立って行った調査では、自然斜面6か所、人工斜面2か所の合計8か所となっている。

##### 1 自然斜面

- (1) 府中市日新町1-7
- (2) 府中市本宿町1-32-4
- (3) 府中市西府町1-31
- (4) 府中市西府町5-29
- (5) 府中市清水が丘2-9
- (6) 府中市若松町4-29

##### 2 人工斜面

- (1) 府中市小柳町2-2
- (2) 府中市分梅町1-23

この地域は、がけに接近して住宅が建てられているところがある。大雨等により、がけ崩れのおそれがあるとされている。

### 第3項 浸水危険度の高い地域

浸水危険については、台風等による過去の被害を基に作成したものであるが、その状況は資料編〇ページ、資料〇のとおりである。

また、多摩川の水位がはん濫危険水位を超えた場合、小柳町にある北多摩第一号水再生センター（都下水道局所管）で、排水樋門を閉じる可能性がある。閉じた場合、センター周辺で内水はん濫が起こる危険性があることから、市では都下水道局に対し、被害想定の調査実施を要望していく。

## 第2節 防災に関する調査研究

市地域防災計画は、過去における被害を基準として被害想定をし、これを策定したものであるが、宅地造成、道路・河川の改修、公共施設の整備等により状況が変化している。それに伴い、被害想定等も当然に変更される必要が生じるため、今後も、風水害対策上必要な科学的・学術的な調査研究を進めて、総合的かつ計画的な地域防災計画の整備推進を図る。

## 第7章 風水害応急対策用資器材の整備

### 第1節 応急対策用資器材の備蓄及び点検（環境安全部・都市整備部）

#### 第1項 計画目標

風水害応急対策においては、流失や倒壊等により住宅を失った市民のための風水害救助用食料や避難所で一時的に生活するための生活必需品、燃料類、あるいは発電機、防水シート等の応急活動用資器材を速やかに用意しなければならない。

しかし風水害発生時は、平常時には予測できない市場流通の混乱、物資の入手難が想定される。道路の混乱が治まり、流通機構がある程度回復し、また、都や他市町村からの救援物資が到着するまでの間の必要量については、備蓄を進めるほか、緊急の場合にも市内業者等から調達できるよう措置を講ずる。

なお、隨時、資器材の点検を実施し、補充整備に努める。

#### 第2項 現況・事業計画

##### 1 現況

市における応急対策用資器材の備蓄状況等は、次のとおりである。

- (1) 道路応急対策用資材備蓄保有状況（資料編〇ページ、資料〇参照）
- (2) 風水害対策物資備蓄状況（資料編〇ページ、資料〇参照）
- (3) 風水害対策用資器材備蓄状況（資料編〇ページ、資料〇参照）

##### 2 整備計画

###### (1) 食料、生活必需品、救急医療品

緊急用食料、生活必需品、救急医療セットを備蓄整備する。

特に、これらのうち緊急に調達することが困難と予想されるものは、その緊急性に応じて、必要量の3日相当分を確保するよう順次備蓄を進める。備蓄に当たっては、災害時要援護者や避難所における快適性のほかプライバシーの確保についても配慮する。

なお、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、計画的に、入替えや点検整備を実施し、品質管理及び機能の維持に努める。

###### (2) その他の応急対策用資器材

発電機、防水シート、災害用簡易トイレその他の応急対策用資材及び器材の備蓄整備を進める。今後、特に緊急輸送道路確保のための資器材・阻害物除去用資器材を整備する。また、人命救助用の資器材（救急医療セット・ロープ・担架・ショベル・ツルハシ・一輪車等）を各消防団、文化センターに配備する。

なお、風水害発生時において、市が保有する資器材の機能を有効かつ適切に發揮できるよう定期的に点検・整備を行う。

(3) 緊急調達体制の整備

風水害発生時の食料等を確保するため、備蓄のほか市内各事業者等との協力協定を締結し、緊急に物資を調達できるよう措置を講じておく。また、風水害発生時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

## 第2節 備蓄場所の整備（環境安全部）

### 第1項 計画目標

風水害発生時の混乱した状況下においても、備蓄物資を被災者等に迅速かつ円滑に供給できるよう、輸送体制や火災からの安全性を考慮して備蓄倉庫を整備、拡充する。

避難所では、水害等で緊急輸送道路が損壊した場合には、迅速な救援活動に支障がでることも予想されるので、避難所等となる小・中学校や文化センター、防災倉庫などに備蓄の整備を進める。

### 第2項 現況・事業計画

#### 1 現況

市における備蓄倉庫は、資料編〇ページ、資料〇のとおりである。

#### 2 整備計画

- (1) 風水害発生時の避難所となる市立小・中学校、文化センター、総合体育館等のうち、一次避難所となる学校等を中心に、順次、備蓄を進める。

風水害発生初期の混乱期や交通途絶時にも円滑な救援活動を行えるような体制を確立する。

- (2) 市役所庁舎内、防災センター内及び防災公園内等、災害時の活動拠点となる施設への備蓄を進める。